

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	秩父郡東秩父村大字白石字夏内八五二番一地先から同郡同村大字白石字夏内八五一番三	区間
六・七七〇九・三二	六・四二〇七・六七	敷地の幅員 (メートル)
二四・三二		延長 (メートル)
局所的改良		備考